

和歌山下津港海岸（海南地区）藤白護岸（第 1-2 工区）築造工事  
に係る契約者の選定経緯について

令和 3 年 5 月 12 日

近畿地方整備局

## 目次（例）

1. 工事概要	3
2. 経緯	3
3. 競争参加資格確認	5
4. 技術提案審査	5
5. 技術対話	11
6. 価格等の交渉	12
7. 契約相手方の決定	13
8. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯	13

## 1. 工事概要

### (1) 発注者

国土交通省 近畿地方整備局

### (2) 工事名

和歌山下津港海岸（海南地区）藤白護岸（第1-2工区）築造工事

### (3) 工事場所

和歌山県海南市藤白地先

### (4) 工事内容

#### 1) 設計業務

計画準備 1式、協議・報告 2回、既存資料整理 1式、現地調査 1式、関係機関との協議資料作成 1式、護岸詳細設計 1式、付属物等復旧設計 1式、施工計画・仮設計 1式、数量取りまとめ 1式、全体工事費の算出 1式、技術提案 1式、技術情報等の提出 1式、照査 1式

#### 2) 建設工事

構造物撤去工 1式、本体工 1式、基礎工 1式、被覆・根固工 1式、裏込・裏埋工 1式、上部工 1式、排水構造物工 1式、付帯工 1式、仮設工 1式、雑工 1式、陸閘設備（製作） 1式、陸閘設備（据付） 1式

### (5) 工期

1) 設計業務 令和2年11月30日から令和3年4月21日まで

2) 建設工事 令和3年4月28日から令和6年1月31日まで

## 2. 経緯

### (1) 契約者決定の流れ

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

申請書及び技術提案書の提出

優先交渉権者の決定

設計・費用の妥当性検討、価格等の交渉

見積合せの執行・契約者の決定

### (2) 契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表－1のとおりである。

表－1 契約者決定までの主な経緯

日付	内容
令和2年7月2日	第1回専門部会（技術提案・交渉方式の適用判断）
令和2年7月9日	入札・契約手続運営委員会（要件設定）
令和2年7月29日	契約手続開始公示

令和 2 年 7 月 30 日～ 8 月 18 日	競争参加資格確認申請書の受領
令和 2 年 8 月 27 日	入札・契約手続運営委員会（競争参加資格確認）
令和 2 年 8 月 28 日	技術提案書提出要請書通知
令和 2 年 9 月 28 日	技術提案書の受領
令和 2 年 10 月 14 日	個別意見聴取（技術対話時の確認項目）
令和 2 年 10 月 16 日	技術対話
令和 2 年 11 月 2 日	最終技術提案書受領
令和 2 年 11 月 13 日	第 2 回専門部会（技術審査、優先交渉者の選定）
令和 2 年 11 月 18 日	入札・契約手続運営委員会（技術審査、優先交渉権者の決定）
令和 2 年 11 月 20 日	優先交渉権者決定通知
令和 2 年 11 月 30 日	実施設計業務契約締結、基本協定書締結
令和 3 年 3 月 30 日	見積書、見積条件書の提出要請
令和 3 年 4 月 6 日	見積書、工事費内訳書受領
令和 3 年 4 月 9 日～4 月 14 日	価格等交渉（3 回）
令和 3 年 4 月 16 日	第 3 回専門部会（手続き等の公表内容、価格等交渉内容の確認）
令和 3 年 4 月 22 日	入札・契約手続運営委員会（価格等交渉結果確認、優先交渉権者を特定することを決定）
令和 3 年 4 月 27 日	見積合わせ
令和 3 年 4 月 28 日	工事請負契約締結

### （3）工事実施者の選定方法

本工事は、和歌山下津港海岸（海南地区）藤白護岸（第 1-2 工区）において、護岸の改良を行うものである。

当該工事目的物は、操業する石油企業等の工場と専用栈橋の間に防護ラインを確保するものである。工場と栈橋間のパイプラインで接続されている場所においては、工場の生産ラインの移設と合わせ、操業を確保しながらの施工となるため、狭隘な区間での作業、工事区間の切り回しによる施工が必要となる。しかしながら、そのような工事の実績がなく、当該工事の施工と企業の生産ラインの移設と調整を図りつつ臨機に対応する必要があるため、施工方法が確定できない。また、隣接する過年度護岸整備は工事目的物を横断する既設構造物はなく、より効率的・効果的な施工方法を検討し、所定の性能を満たす必要がある。

上記の特殊性により、本工事については、手続開始の公示の段階で、護岸改良のための施工方法等の最適な仕様を確定することができず、また、最も優れた技術提案によらなければ工事目的の達成が困難である。

このような状況下で、発注者は、施工者独自の高度で専門的な工法の提案及び知見をあらかじめ本工事の設計業務に反映させる必要があるため、発注方式として「技術提案・交渉方式」を採用し、「設計交渉・施工タイプ」を適用することとした。

本方式は、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結するものである。

#### (4) 工事実施者の選定体制

技術提案等の審査・評価は、近畿地方整備局の入札契約手続運営委員会に諮ったうえで決定した。また、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るため、学識経験者で構成する「近畿地方整備局港湾空港部門における技術提案・交渉方式の専門部会」（以下、「専門部会」という。）を設置した。専門部会は、表-2の学識経験者3名で構成し、公示前、技術審査段階、交渉段階の3段階において意見聴取を行った。なお、専門部会は非公開とした。

表-2 技術提案・交渉方式に係る専門部会の委員

#### ■専門部会における技術提案・交渉方式の専門部会（学識委員）

氏名	所属・役職
宮川 豊章	京都大学特任教授
飯塚 敦	神戸大学教授
重松 孝昌	大阪市立大学教授

### 3. 競争参加資格確認

#### (1) 競争参加資格確認

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。

#### (2) 審査結果

令和2年8月18日までに4者の応募があった。4者から提出された競争参加資格確認申請書について資格審査を行った結果、いずれの者も競争参加資格を満たしていた。競争参加資格を有する4者に対し、令和2年8月28日付で技術提案書の提出要請を通知した。

### 4. 技術提案審査

#### (1) 技術提案審査の概要

技術提案審査あたり、以下の3提案を求めた。

- 1) 設計業務に関する提案
- 2) 企業の操業に配慮し、施工期間の短縮に有効な工法等に関する提案
- 3) 工場生産ライン(既設、移設、新設等)の変状、損壊に配慮した施工方法に関する提案

技術提案書は、4者すべてから提出があった。4者に対して技術提案を評価し、設計業務及び価格等の交渉を行う優先交渉権者1者及び次順位以下の交渉権者を決定した。技術提案の評価は、5.に記載の技術対話を実施し、競争参加者が提案を改善する機会を設け、改善された最終技術提案内容の確認を行ったうえで行った。

なお、公示後、技術提案書等の作成に関する質問期間（令和2年7月29日～令和2年9月8日）に、92件の質問を受領・回答している。

## (2) 審査結果

審査にあたっての評価基準及び配点は表-3、審査結果は表-4、表-5のとおりである。

表－3 評価基準

評価項目	評価基準		配点
1) 設計業務に関する提案	理解度	<p>業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合</li> </ul>	<p><b>10点</b></p> <p>(評価は6段階とする)</p>
	実施手順及び実施体制	<p>業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合</li> <li>・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合</li> <li>・本業務の内容、規模に対して十分(具体的)な実施体制が確保されている場合</li> </ul>	<p><b>10点</b></p> <p>(評価は6段階とする)</p>
2) 企業の操業に配慮し、施工期間の短縮に有効な工法等に関する提案(最大3提案とする)	有効性	<p>企業の操業に配慮し、施工期間の短縮に有効な工法等に関する課題と施工上の対応策の提案について、以下である場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の操業に配慮し、施工期間の短縮に有効な工法等について、安全かつ効率的に施工するために有効であり、具体的に記述された提案がある場合</li> </ul>	<p><b>50点</b></p> <p>(有効性の評価は6段階とする)</p> <p>(実現性の評価は4段階とする)</p>
	実現性	<p>提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案された内容について、事例(実施・類似)または新技術の活用の記述があり、提案に十分(具体的)な裏付けがある場合</li> </ul>	
3) 工場生産ライン(既設、移設、新設等)の変状、損壊に配慮した施工方法に関する提案(最大2提案とする)	有効性	<p>工場生産ライン(既設、移設、新設等)の変状、損壊に配慮した施工方法に関する提案について、以下である場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場生産ラインの変状、損壊に配慮した施工方法について、施工時の影響を及ぼさず有効であり、具体的に記述された提案がある場合</li> </ul>	<p><b>30点</b></p> <p>(有効性の評価は6段階とする)</p> <p>(実現性の評価は4段階とする)</p>
	実現性	<p>提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案された内容について、事例(実施・類似)または新技術の活用の記述があり、提案に十分(具体的)な裏付けがある場合</li> </ul>	
合計			<b>100点</b>

表－4 審査結果

業者名	技術提案			合計点	概要
	評価項目1)	評価項目2)	評価項目3)		
A者	16.0	26.7	19.0	61.7	交渉権者
B者	16.0	28.7	21.5	66.2	優先交渉権者
C者	14.0	26.7	19.0	59.7	交渉権者
D者	14.0	26.7	14.0	54.7	交渉権者

表－5 個別評価

評価項目	評価基準		A者	B者	C者	D者
1) 設計業務に関する提案	理解度		A'	A'	A'	A'
	実施手順及び実施体制		A'	A'	B	B
2) 企業の操業に配慮し、施工期間の短縮に有効な工法等に関する提案	提案①	有効性	A'	A'	A'	A'
		実現性	b	b	b	b
	提案②	有効性	B	B	B	B
		実現性	b	a	b	b
	提案③	有効性	B	B	B	B
		実現性	b	b	b	b
3) 工場生産ライン(既設、移設、新設等)の変状、損壊に配慮した施工方法に関する提案	提案①	有効性	A'	A'	A'	A'
		実現性	b	a	b	b
	提案②	有効性	A'	A'	A'	B'
		実現性	b	b	b	b

各評価項目の評価の考え方は以下のとおりである。

1) 設計業務に関する提案

①理解度

A (10点) : 業務目的、現地条件、与条件について、適切かつ論理的に整理されており本業務を遂行するに当たって理解度が特に高い。

A' (8点) : 業務目的、現地条件、与条件について、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い。

B (6点) : 業務目的、現地条件、与条件について、整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が評価に値する。

B' (4点) : 業務目的、現地条件、与条件について、記載があるが、内容はB評価より

やや劣る。

- C (2点) : 業務目的、現地条件、与条件について、記載があるが、内容がB評価より劣る。
- (0点) : 業務目的、現地条件、与条件について、記載がない、または内容が評価に値しない。

## ②実施手順及び実施体制

- A (10点) : 業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、適切かつ論理的に整理されており、内容が特に優れている。
- A' (8点) : 業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、適切かつ論理的に整理されており、内容が優れている。
- B (6点) : 業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、整理されており、内容が評価に値する。
- B' (4点) : 業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、記述があるが、内容はB評価よりやや劣る。
- C (2点) : 業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、記述があるが、内容はB評価より劣る。
- (0点) : 業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、記述がない、または記載内容が評価に値しない。

## 2) 企業の操業に配慮し、施工 期間の短縮に有効な工法等に関する提案

### ①有効性

- A (50点) : 企業の操業に配慮し、施工期間の短縮に有効な工法等について、安全かつ効率的に施工するために有効であり、具体的に記述され、内容が特に優れている。
- A' (40点) : 企業の操業に配慮し、施工期間の短縮に有効な工法等について、安全かつ効率的に施工するために有効であり、具体的に記述され、内容が優れている。
- B (30点) : 企業の操業に配慮し、施工期間の短縮に有効な工法等について、安全かつ効率的に施工するために有効な工法等の提案があり、内容が評価に値する。
- B' (20点) : 企業の操業に配慮し、施工期間の短縮に有効な工法等について、内容はB評価よりやや劣る。
- C (10点) : 企業の操業に配慮し、施工期間の短縮に有効な工法等について、内容はB評価より劣る。
- (0点) : 企業の操業に配慮し、施工期間の短縮に有効な工法等について、記述がない、または記載内容が評価に値しない。

## ②実現性

- a (有効性評価点×1.0) : 実施事例の記述があり、提案の裏付けがある。(事例の工事名・内容、本工事への活用方法等の記載)
- b (有効性評価点×0.8) : 実施事例または類似事例の記述があり、内容が評価に値する。(事例の工事名・内容程度の記載)
- c (有効性評価点×0.6) : 実施事例または類似事例の記述はないが、新技術等の活用が評価に値する。(NETIS 登録技術名・活用方法等の記載)
- ー (有効性評価点×0) : 実施事例や類似事例の記述がなく、新技術等の活用が評価に値しない。

## 3) 工場生産ライン(既設、移設、新設等)の変状、損壊に配慮した施工方法に関する提案

### ①有効性

- A (30 点) : 工場生産ライン(既設、移設、新設等)の変状、損壊に配慮した施工方法について、施工時の影響を及ぼさず有効であり、具体的に記述され、内容が特に優れている。
- A' (24 点) : 工場生産ライン(既設、移設、新設等)の変状、損壊に配慮した施工方法について、施工時の影響を及ぼさず有効であり、具体的に記述され、内容が優れている。
- B (18 点) : 工場生産ライン(既設、移設、新設等)の変状、損壊に配慮した施工方法について、施工時の影響を及ぼさず有効であり、内容が評価に値する。
- B' (12 点) : 工場生産ライン(既設、移設、新設等)の変状、損壊に配慮した施工方法について、内容は B 評価よりやや劣る。
- C (6 点) : 工場生産ライン(既設、移設、新設等)の変状、損壊に配慮した施工方法について、内容は B 評価より劣る。
- ー (0 点) : 工場生産ライン(既設、移設、新設等)の変状、損壊に配慮した施工方法について、記述がない、または記載内容が評価に値しない。

## ②実現性

- a (有効性評価点×1.0) : 実施事例の記述があり、提案の裏付けがある。(事例の工事名・内容、本工事への活用方法等の記載)
- b (有効性評価点×0.8) : 実施事例または類似事例の記述があり、内容が評価に値する。(事例の工事名・内容程度の記載)
- c (有効性評価点×0.6) : 実施事例または類似事例の記述はないが、新技術等の活用が評価に値する。(NETIS 登録技術名・活用方法等の記載)
- ー (有効性評価点×0) : 実施事例や類似事例の記述がなく、新技術等の活用が評価に値しない。

## 5. 技術対話

技術提案書の提出があった4者に対して技術対話を実施した。技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、競争参加者が提案を改善する機会を設け、令和2年11月2日に改善された最終技術提案書を4者から受領した。

技術対話の内容は、表-6のとおりである。

表-6 技術提案の改善過程の公表

項目	A 者	
	改善要望事項（※1）	改善状況
1) 設計業務に関する提案	提案に伴う照査実施の方法及び工程	指摘に基づき改善
2) 企業の操業に配慮し、施工 期間の短縮に有効な工法等に関する提案	提案内容の確実性根拠	指摘に基づき改善
	提案内容の施工精度の確保、対策	指摘に基づき改善

項目	B 者	
	改善要望事項（※1）	改善状況
1) 設計業務に関する提案	提案に伴う照査実施の方法及び工程	指摘に基づき改善
2) 企業の操業に配慮し、施工 期間の短縮に有効な工法等に関する提案	提案内容の確実性根拠	指摘に基づき改善

項目	C 者	
	改善要望事項（※1）	改善状況
1) 設計業務に関する提案	提案に伴う照査実施の方法及び工程	指摘に基づき改善
2) 企業の操業に配慮し、施工 期間の短縮に有効な工法等に関する提案	提案内容の施工精度の確保	指摘に基づき改善
	提案内容の想定箇所具体化	指摘に基づき改善

項目	D 者	
	改善要望事項（※1）	改善状況
1) 設計業務に関する提案	提案に伴う照査実施の方法及び工程	指摘に基づき改善

2) 企業の操業に配慮し、 施工 期間の短縮に有効な 工法等に関する提案	提案内容の考え方の整理	指摘に基づき改善
--	-------------	----------

※1 技術提案の具体的内容に係る部分は公表しないものとする。

## 6. 価格等の交渉

### (1) 実施方法

発注者及び優先交渉権者で設計業務の契約を締結するにあたり、設計業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を令和2年11月30日に締結した。

### (2) 経過

基本協定に基づき、3回の価格等の交渉を実施した。主な経過は以下のとおりである。

#### 【第1回】令和3年4月9日

- ・価格等の交渉の前提条件を確認。
- ・技術提案項目の現場条件を踏まえた適用性・効果の確認。
- ・全体工事費が参考額と乖離していることの妥当性の確認。
- ・被覆・根固工の積算条件について確認。

#### 【第2回】令和3年4月13日

- ・技術提案項目の詳細積算条件の確認。
- ・参考見積書の各代価の能力根拠の確認。
- ・各工種の工事費が積算基準、類似実績等と著しく乖離していないことを確認。
- ・全体工程計画の妥当性について確認。

#### 【第3回】令和3年4月14日

- ・技術提案項目の使用機械の規格の確認。
- ・上部工の詳細積算条件の確認。
- ・優先交渉権者の見積りを採用する工種については、施工中の歩掛調査を行う場合があることを確認。

### (3) 価格の妥当性の検証について

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり行い、見積条件やヒアリング等により双方の積算条件に相違がないことを確認した。

- ① 歩掛については、原則、標準歩掛を使用し、優先交渉権者独自のものは優先交渉権者の見積りを採用することを確認した。優先交渉権者の見積歩掛を採用するものについては、施工中の歩掛調査を行う場合があることを確認した。
- ② 設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、原則、近畿地方整備局の統一単価及び市場単価を使用するとともに、特殊な材料については特別調査単価等

を使用することを確認した。

また、総価において、当初発注者が公示時に設定した参考額からの乖離が確認されているが、その内容の妥当性や必要性が認められ、各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していないことを確認した。

(参考額) 18億円程度(消費税及び地方消費税含む)

(契約額) 約23億円(消費税及び地方消費税含む)

(4) その他

価格等の交渉の過程で協議した施工条件等については、特記仕様書に記載し契約に反映させた。

(5) 見積合わせ

実施日 令和3年4月27日

## 7. 契約相手方の決定

(1) 工事名 和歌山下津港海岸(海南地区)藤白護岸(第1-2工区)築造工事

(2) 契約者 五洋建設株式会社大阪支店

(3) 工事場所 和歌山県海南市藤白地先

(4) 工事請負契約締結日 令和3年4月28日

(5) 契約金額

予定価格 2,309,065,000円(消費税及び地方消費税含む)

契約金額 2,296,503,000円(消費税及び地方消費税含む)

## 8. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

本工事の事務にあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者で構成する専門部会を設置し、全3回の意見聴取を行った。

各委員会の開催日及び意見聴取事項等は以下のとおりである。

### 【第1回専門部会 公示前】

1) 開催日: 令和2年7月2日

2) 意見聴取事項

① 技術提案・交渉方式について

② 技術提案の評価項目・評価基準について

3) 主な意見

・技術提案・交渉方式の適用可否について

・技術提案の評価方法について

### 【第2回専門部会 技術審査段階】

1) 開催日: 令和2年11月13日

2) 意見聴取事項

① 技術提案の審査結果について

② 価格交渉手順について

3) 主な意見

・技術提案の評価内容について

**【第3回専門部会 交渉段階】**

1) 開催日：令和3年4月16日

2) 意見聴取事項

① 手続きの経過等について（契約者の選定経緯）

② 価格等交渉状況について

3) 主な意見

・技術提案内容の施工への反映について

・価格等交渉の経過と妥当性の確認について

・今後の進め方について